

工事関係書類の作成にあたって

裏面も参照してください。

契約検査課

1. 契約締結時

(1) 工事請負契約書

- 提出期限 落札の日の翌日から7日以内（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）
- 契約日 契約書を提出する日
- 工事期間 契約日の翌日から（土日祝日かわらず）
- 契約保証金 記入不要
- 作成方法 契約書に捺印をして、約款と袋とじし、表と裏に割印。
- リサイクル関係 建設リサイクル法対象工事の場合は、契約書→分別解体の方法等記載用紙→約款の順にとじてください。

分別解体等の計画については、とじずにそのまま提出してください。

(2) 契約保証 契約書と同時に証書を提出してください。

保証の要・不要については、指名通知書の契約保証金欄に「有・無」で記載してあります。

- 保証の額 契約金額（税込）の10分の1以上
- 種類 金融機関の保証、前払事業保証会社の保証（前金払の対象時のみ）、公共工事履行保証証券（履行ボンド）、履行保証保険（定額てん補）のいずれか。
当分の間、現金・有価証券はご遠慮ください。
- 保証期間 保証期間は、工事期間が含まれるようにしてください。
保証書作成日は、工事請負契約書の契約日か、それ以前の日としてください。
工事期間は、工事請負契約書の工事期間と同じにしてください。
なお、金融機関の保証の場合、保証債務履行請求の期間は保証期間の末日の翌日から起算して6ヶ月を確保してください（裏面、注意を参照のこと）。
- その他 金融機関の保証の場合は、保証書原本とコピーの両方を提出してください。原本は完成検査終了後、「保証書にかかる受領書」（様式はホームページにあります。）と引き換えに返却します。

(3) 現場代理人等通知書 契約書と同時に提出してください。

- 添付書類 経歴書、技術者の資格証の写し、常勤雇用を確認できるもの（雇用保険証等）。
技術者が実務経験による資格者の場合、実務経験証明書（様式はホームページ）を提出してください。

(4) 工程表 契約の日から10日以内に提出してください。

(5) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書 証紙購入後、速やかに提出してください。

建退共以外の退職金共済機構に加入している場合は、加入証明書の写し等を提出してください。

2. 契約変更時

(1) 契約保証

- 工事期間延長の場合 保証期間を延長した保証書（ただし、東日本建設業保証（株）の保証の場合は不要。）を提出。
- 契約額増額の場合 変更後の契約額が当初契約額の2倍以上になるまでは、保証の変更は不要です。

(2) 工程表 工事期間延長の場合、提出。

3. 前金払

- 対象工事 契約額 500 万円以上の工事
- 申請金額 契約額の 40%以内
- 申請書類 前金払申請書、請求書（様式は任意）、前払事業保証会社の保証証書（正・副）、工事（委託）内訳票を提出してください。申請書及び工事（委託）内訳票の様式はホームページにあります。

4. 下請負届出書（様式はホームページ）

- 対象 下請負代金額が1件 1,000 万円以上のとき。1,000 万円未満のときは、監督員の指示に従ってください。
- 添付書類 下請負契約書（または注文書・請書）、建設業許可書の写し

5. 工事完成時

(1) 工事完成等検査申請書、工事物件受領（引渡）書、請求書、工事（委託）内訳票

- 提出時期 完成の日から5日以内に監督員に提出。
- その他 工事物件受領（引渡）書の検査年月日・引渡年月日は記入しないでください。

※注意：金融機関による契約保証の場合の、保証期間末日と保証債務履行請求期限の対応（1.（2）関係）

	保証期間 → 保証債務履行請求期限	備考
保証期間が、月末日以外 のとき	○月×日～3月10日 → 9月10日	6ヵ月後の応答日になります。
保証期間が、月末日 までのとき	1, 7月 ○月×日～1月31日 → 7月31日	保証期間が月末日までの場合、 保証債務履行請求期限は6ヶ月後の月末日になります。 (6ヶ月後の日ではない。)
	2, 4, 6, 9, 11月 ○月×日～4月30日 → 10月31日	
	3, 5, 8, 10, 12月 ○月×日～5月31日 → 11月30日	